

事業群評価調書(令和5年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 生活衛生課	岩松 尚
施策名	2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課(室)		
事業群名	① 食品の高い安全性の確保	令和4年度事業費(千円)	※下記「2. 令和4年度取組実績」の事業費(R4実績)の合計額	107,988

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)							(取組項目)		
と畜場において全ての牛や豚などの検査及び衛生的な取扱いに関する指導を行い、安全な食肉の生産を支援するとともに、食品営業施設の衛生管理の確認並びに流通食品の検査等を行い、食中毒発生防止に取り組むことで、生産から販売までの各段階で食品の高い安全性の確保を図ります。							i) 食品製造施設、飲食店等の監視・指導による食中毒等の健康被害の発生防止 ii) 流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除 iii) 食品営業施設、と畜場、食鳥処理場でのHACCPによる衛生管理手法の定着 iv) 生産者へと畜検査データを還元し、家畜の疾病対策を支援		
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 長崎県食品衛生監視指導計画に従い、各保健所が計画的に監視指導を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により営業施設への立ち入りが困難であったため、目標値を達成することができなかった。 監視件数は目標未達であったが、監視指導を行うことができた施設に対しては、「HACCPに沿った衛生管理の制度化」への対応について丁寧な助言を行ったことにより、事業者による衛生管理のレベルの向上につながった。 ※HACCP: 原材料の受け入れから製品の製造・出荷に至るまでのすべての工程において、危害が除去(あるいは安全な範囲まで低減)できるよう、手順を定め、記録を残すことによって、製品の安全性を担保する衛生管理の手法。
	食品取扱施設の監視指導件数	目標値①	18,500件	18,500件	18,500件	18,500件	18,500件	18,500件(毎年度)	
	実績値②	18,347件(R2)	11,203件	10,376件				進捗状況	
	達成率②/①		60%	56%				遅れ	

2. 令和4年度取組実績(令和5年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事業事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 (令和4年度事業の実施状況 (令和5年度新規・補正事業は事業内容))	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和4年度事業の成果等		
				R3実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R3目標	R3実績		達成率	
				R4実績					R4目標	R4実績			
				R5計画									
			事業実施の根拠法令等										
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)							
			所管課(室)名				事業対象						
取組項目 i ii iii	○	1	県内食品の安全性確保事業	21,414	21,414	239,932	安全な食品の流通等を確保し、食品による健康被害の発生を防止するために、食品衛生法に基づき、県内食品取扱施設の監視指導を行うとともに、流通食品の検査を実施し、基準に適合しない食品を流通から排除することで食中毒発生防止に寄与した。	【活動指標】	18,500	11,203	60%	●事業の成果 ・監視指導件数及び食品等の検査件数は目標値を達成できなかったが、成分規格適合率については、目標を達成した。計画に基づく監視指導及びHACCP取組指導による営業者における自主衛生管理の推進の結果、食品の安全性の確保は図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・事業群の目標である監視指導件数については、新型コロナウイルス感染症の影響により営業施設への立ち入りが困難であったため、目標値を達成することができなかったが、監視指導を行うことができた施設に対しては、HACCPに関する詳細な指導を行うことで、食品の安全性確保に寄与した。	
				20,306	20,306	235,713		監視指導件数(件)	18,500	10,376	56%		
				29,434	29,434	237,653		【成果指標】	2,000	1,651	82%		
								食品等の検査件数(件)	2,000	1,705	85%		
								【活動指標】	2000				
								食品衛生法第24条	【活動指標】	95	97		102%
									成分規格適合率(%)	95	97		102%
									【成果指標】	95			
								S22-	食中毒発生件数(件)	数値目標なし	3		—
								生活衛生課	○	—	—		県内食品関係営業施設・給食施設等(長崎市・佐世保市を除く)

取組 項目 iii iv	○	2	食肉衛生検査所運営事業	40,774	38,581	268,755	食肉衛生検査所の職員が、と畜場に出向き、食肉となる獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)の全頭について、一頭毎にと畜検査を行い、必要に応じて精密検査を実施して、食用の可否を判定。食用にできない獣畜の全部廃棄等の行政処分を行った。	【活動指標】	数値目標なし	482,078	—	●事業の成果 ・検査を実施した牛7656頭、馬14頭、豚466,581頭、めん羊63頭のうち、食用不適として全部廃棄された獣畜は、牛64頭、豚417頭であった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・法に基づくと畜検査により、食用に不適な食肉が流通しないよう確実に排除することで、食肉の安全性を確保することができた。
				81,279	56,863	264,029		【成果指標】	数値目標なし	474,314	—	
				54,625	49,753	266,202		【活動指標】	数値目標なし			
			S28-	と畜場法第14条				【成果指標】	数値目標なし	478	—	
		生活衛生課	○	—	—	食肉検査申請者	【活動指標】	数値目標なし	481	—		
		3	と畜場等処理施設指導監督事業	1,491	1,491	33,497	と畜場、死亡獣畜取扱場、化製場、準用施設の許認可及び立入指導を実施した。	【活動指標】	60	1,093	1821%	
	6,403			1,585	32,908	【成果指標】		数値目標なし				
	1,585			1,585	33,179	【活動指標】		900	1,835	203%		
	と畜場法第14条・第17条、化製場法第3条・第6条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥処理に関する法律第3条・第38条			【成果指標】	100	100		100%				
		S28-	と畜場法第14条・第17条、化製場法第3条・第6条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥処理に関する法律第3条・第38条			と畜場、食鳥処理場、死亡獣畜取扱場、化製場等の施設設置者	【成果指標】	100	100	100%		
	生活衛生課	○	—	—	【活動指標】		100					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	食品製造施設、飲食店等の監視・指導による食中毒等の健康被害の発生防止	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、活動指標である監視指導件数は目標は達成できなかったが、立ち入りが行えた施設に対してはHACCPに関する詳細な指導を行った。</p> <p>成果指標である食中毒発生件数については、概ね良好な結果を維持している状況であるが、カンピロバクター食中毒については全国的に発生件数が多く、当県でも例年発生していることから、予防対策が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>カンピロバクター食中毒の予防については、加熱用鶏肉や鶏レバーを加熱不十分の状態を提供するなど誤った認識の営業者に対して監視指導を徹底するとともに、消費者に対しても引き続き啓発を行っていく。</p>
ii	流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>保健所等で計画的に検査を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により活動指標である検査件数は目標を達成できなかった。</p> <p>成果指標である成分規格適合率は概ね良好な結果を維持しているが、基準に適合しない食品が例年若干認められる状況である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き検査を計画的に行い、基準に適合しない食品を製造した事業者に対し、衛生管理を改善するよう指導を行うことで、食品の安全確保に努める。</p>
iii	食品営業施設、と畜場、食鳥処理場でのHACCPによる衛生管理手法の定着	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>と畜場・食鳥処理場に対しては、改正と畜場法など関係法令による処理工程の外部検証を実施することにより、施設におけるHACCPの運用について継続的な指導、助言を行った。また、食品営業施設に対しては、立入指導の機会を通じて、営業者が作成した記録等を点検することでHACCPが運用されていることを確認しているが、制度が始まって間もないことから、引き続き事業者への丁寧な指導が必要となる。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>中小規模の事業者がHACCPを円滑に運用できるよう、引き続き個別に支援を継続する。</p> <p>また、と畜場・食鳥処理場に導入されたHACCPの定着に向け引き続き検証を行い、より高い衛生管理水準となるよう指導、助言を行っていく。</p>
iv	生産者へと畜検査データを還元し、家畜の疾病対策を支援	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>法律に基づき474,314頭の検査を行った結果、疾病により食用に適さない481頭について全部廃棄の行政処分を行った。また、食用不適の内臓についても一部廃棄処分を行うことで、安全な食肉の流通に寄与した。</p> <p>食肉の安全性確保には、健康な家畜の生産が重要なことから、検査データを生産者へ還元し、疾病予防対策に活用いただいているが、より効果的な提供方法・内容の検討が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>各食肉衛生検査所で開催する会議等の機会を通じて、関係者と情報交換及び協議を行い、生産環境の変化(生産数の大規模化、流行する疾病の変化など)に応じたデータ還元の方法・内容となるよう引き続き努めていく。</p>

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和5年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和5年度の新たな取組は「R5新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和6年度事業の実施に向けた方向性			
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分	
			所管課(室)名					
取組項目 i ii iii	○	1	県内食品の安全性確保事業	—	—	本事業は、「食品衛生法」に基づき、食品の製造・調理・加工及び販売の各段階における安全確保を担っており、食品の安全確保のため、食品製造施設、飲食店等の監視・指導並びに流通している食品等の検査を実施することで、基準に適合しない食品を流通から排除し、食中毒の発生を防止するものである。 令和6年度も前年度の事業実施状況、食中毒の発生状況等を踏まえて監視指導計画を策定し、事業を実施する。	現状維持	
			S22-					
			生活衛生課					
取組項目 iii iv	○	2	食肉衛生検査所運営事業	—	—	「と畜場法」に基づき県が実施しなければならない事業である。食用に供する獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）は一頭ごとに全て県職員である獣医師のと畜検査を行わなければならない。本事業は、食肉の安全性を確保するためには必要不可欠であることから、引き続き事業を継続する。	現状維持	
			S28-					
			生活衛生課					
	—	—	3	と畜場等処理施設指導監督事業	—	—	食肉及び食鳥肉の検査方法は、「と畜場法施行令」「と畜場法施行規則」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則」に規定されており、これに従い効率的に実施する。 死亡した家畜・家きんが不正食肉として流通することを防止するため、農林部とも連携し、法関連施設（と畜場、食鳥処理場、化製場、死亡獣畜取扱場）に対する指導等を継続する。安全で安心な食肉を提供するため、今後とも必要な事業であることから、引き続き事業を継続する。	現状維持
				S28-				
				生活衛生課				

注:「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%在庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点